

議案第8号

富津市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

火入れの許可における申請書への押印を不要とし、手続のうち実務的な事項について、必要な改正を柔軟に行うことができるようにするとともに、字句の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市火入れに関する条例の一部を改正する条例

富津市火入れに関する条例（昭和59年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「富津市」を「市内」に改め、「昭和26年法律第249号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の許可」を「に規定する火入れの許可（以下「火入れの許可」という。）」に改める。

第2条第1項中「森林法」を「法」に、「に基づき」を「により」に改め、「（以下「火入予定期間」という。）」を削り、「別記第1号様式による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、」を「規則で定めるところにより」に、「提出」を「申請」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に改め、「、申請書に明示し」を削る。

第3条中「当該」を「前条の」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「森林法」を「法」に改め、同条第2号中「火入予定期間」を「火入れを行おうとする期間」に改める。

第4条第1項中「森林法」を「法」に、「に基づき、」を「により」に改め、「ものとし」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、「別記第2号様式による」を削り、同条第2項中「火入れを不許可とするときは」を「火入れの許可をしないときは、規則で定めるところにより」に改める。

第5条中「森林法」を「法」に、「に基づき」を「により」に、「差し止め」を「差止め」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、火入れの許可に関し必要な事項は、規則で定める。

別記様式を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。